

次のとおり公募型プロポーザル方式により、委託業務の受託者を選定しますので、公
告します。

令和7年5月30日

奈良県知事 山下 真

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 業務名

令和7年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務委託

(2) 委託業務実施期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

(3) 業務内容

別添「令和7年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務委
託仕様書」記載のとおり

(4) 委託限度額

21,446,700円

（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

2. 参加資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 単独提案の参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、
奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止
の期間中でない者であること。
- ④ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、
民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこ
と。
- ⑤ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、
会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこ
と。
- ⑥ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県

告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に、営業種目Q4検査・分析・調査③調査分析業務かつQ5①広告・イベント業務で登録されている者(企画提案書提出締切時点において、当該登録が認められている者)であること。

- ⑦ 役員等(法人にあたっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、個人にあたってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - ⑧ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑪ ⑨及び⑩に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑫ 同種業務を公告日から過去5年間に受託し、同期間に履行を完了した実績を有する者であること。
- ※ 同種業務とは、アウトドアアクティビティやスポーツを活用した地域づくり支援事業をいう。

(2) 共同提案の参加資格等

複数の事業者による共同提案(以下「JV」という。)を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず代表者を決め、全構成企業の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」(様式1-2-1若しくは1-2-2)を提出すること。
※「分担履行型」(様式1-2-1)…1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式
「共同履行型」(様式1-2-2)…1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資

金、人員、機械等を拠出して共同履行
する方式

- ② 1事業者が複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 代表者及び構成員が上記（1）①から⑤及び⑦から⑪の条件を満たしていること。
- ④ 代表者及び構成員のいずれかが上記（1）⑥及び⑫の条件を満たしていること。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) 本企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (6) 提出のあった提案書等において、委託上限額を超える見積を提案したとき
- (7) その他、不正な行為があったとき

4. 参加手続き等

(1) 担当課

奈良県総務部知事公室奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5

TEL : 0744-48-3016

FAX : 0744-48-3135

(2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等

① 交付期間

令和7年5月30日（金）から6月13日（金）午後3時まで

② 交付場所

（1）の担当課にて配布又は「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除く。

※ 郵送による配布は行わない。

※ 本件にかかる説明会は実施しない。

- (3) 参加申込書の提出
(2)の実施要領に示すところによる。
- (4) 質問と回答
(2)の実施要領に示すところによる。
- (5) 企画提案書の提出
(2)の実施要領に示すところによる。

5. 最適な受託者の選定

4 の(2)の実施要領に示すところにより、審査基準に基づき、提出された企画提案書等について県が設置する審査会において審査を実施し、その審査結果により本業務の最適な受託者を決定する。

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本業務の提案に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (4) その他については、4 の(2)の実施要領及び仕様書に示すところによる。